

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 12 月 15 日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目 4 番地

株式会社 極楽湯

代表取締役社長 新川 隆丈

平成18年11月17日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 平成19年1月1日(月曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を5株に分割する。
 - (1) 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成18年12月31日(日曜日)最終の発行済株式総数に4を乗じた株式数とする。
 - (2) 分割の方法 平成18年12月31日(日曜日)(但し、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年12月29日(金曜日))を基準日として株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割する。
2. 発行可能株式総数 平成19年1月1日(月曜日)付をもって当社の定款第6条を変更し、発行する株式の総数を29,200,000株増加させ、36,500,000株とする。
3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

1. (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1単位(100株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
 - (2) 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成19年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになります。
 - (3) 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成19年2月22日にお届出のご住所宛にお送り申し上げる予定でございます。なお、証券保管振替機構制度をご利用でない場合、株式の分割後の株券がお手元に到着するまでの間は、当該株式のご売却はできませんのでご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成19年1月4日から売却が可能になります。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続をお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急お手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(お問い合わせ先) 〒135-8722東京都江東区佐賀一丁目17番7号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)
同取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
みずほインベンスターズ証券株式会社 本店および全国各支店

以上